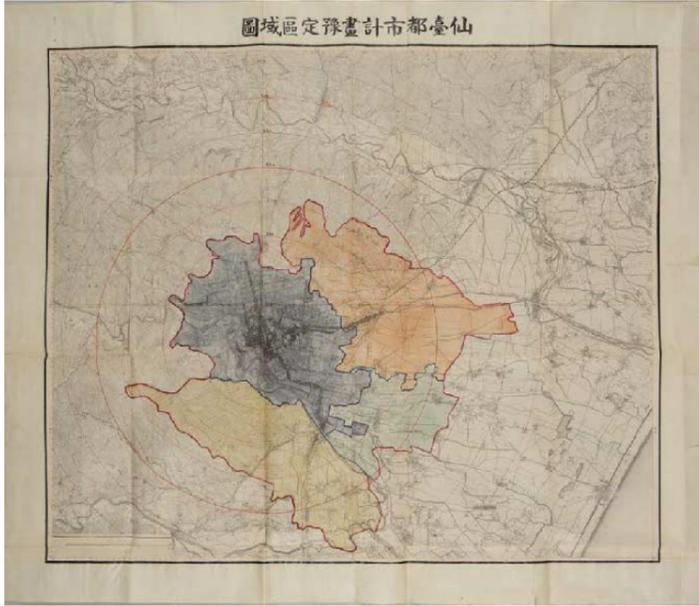


# 旧都市計画法による都市計画図面の例

[資料提供：国立公文書館]

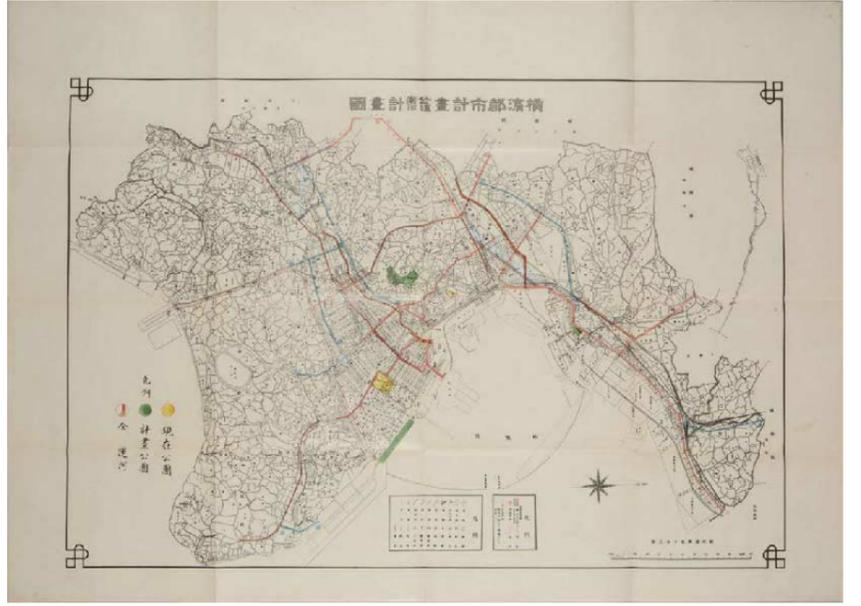
都市計画法（大正8年法律第36号）は、「都市の秩序ある発展を期する為其の交通、衛生、保安、経済等に関する重要施設の計画を執行するに適當なる法規を制定するの必要あり」として制定された。法の適用都市は、大正9年（1920年）の法施行とともに法の適用を受けた6大都市、大正12年勅令第276号による25都市、と順次拡大していく。同法第3条では、都市計画の決定は、同法適用都市のある道府県ごとに設けられる都市計画地方委員会の議を経て内務大臣が決定し、内閣の認可を受けることが定められていた。

仙台



大正14年（1925）3月11日、仙台都市計画区域について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた仙台都市計画想定区域図。  
原図サイズ：87cm×103cm

横浜（公園運河）



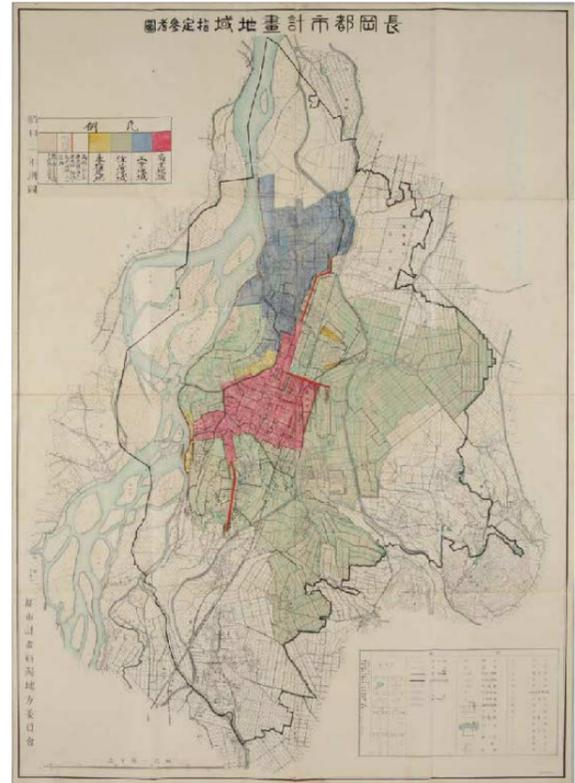
大正14年（1925）1月23日、横浜都市計画公園新設について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた横浜都市計画公園運河計画図。  
原図サイズ：77cm×108cm

清水



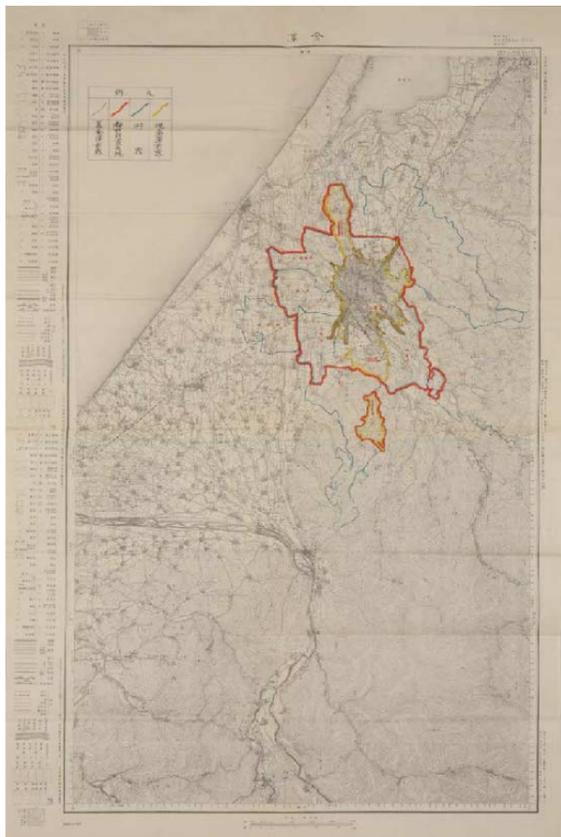
昭和3年（1928）12月7日、清水都市計画街路中変更について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた図。  
原図サイズ：73cm×102cm

長岡



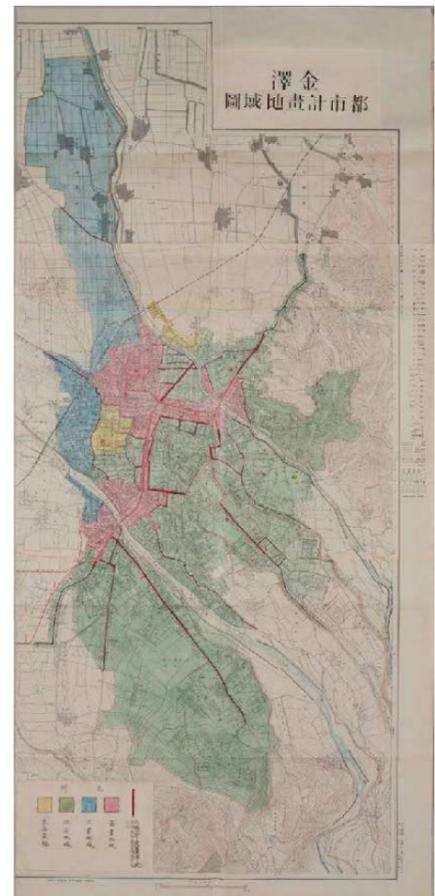
昭和3年（1928）6月19日、長岡都市計画区域内に於ける市街地建築物法第1条の規定に依る地域指定について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた図。  
原図サイズ：108cm×77.5cm

金沢



大正14年（1925）5月29日、金沢都市計画区域について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた金沢都市計画区域図。  
原図サイズ：83cm×56cm

金沢



昭和2年（1927）6月22日、金沢都市計画区域内に於ける市街地建築物法第1条の規定に依る地域指定について内閣の認可が下りた際の文書に付属していた金沢都市計画地域図。  
原図サイズ：115cm×54cm